

**第7期障害福祉計画・**

**第3期障害児福祉計画**

**(令和6年度～令和8年度)**

高根沢町

## はじめに

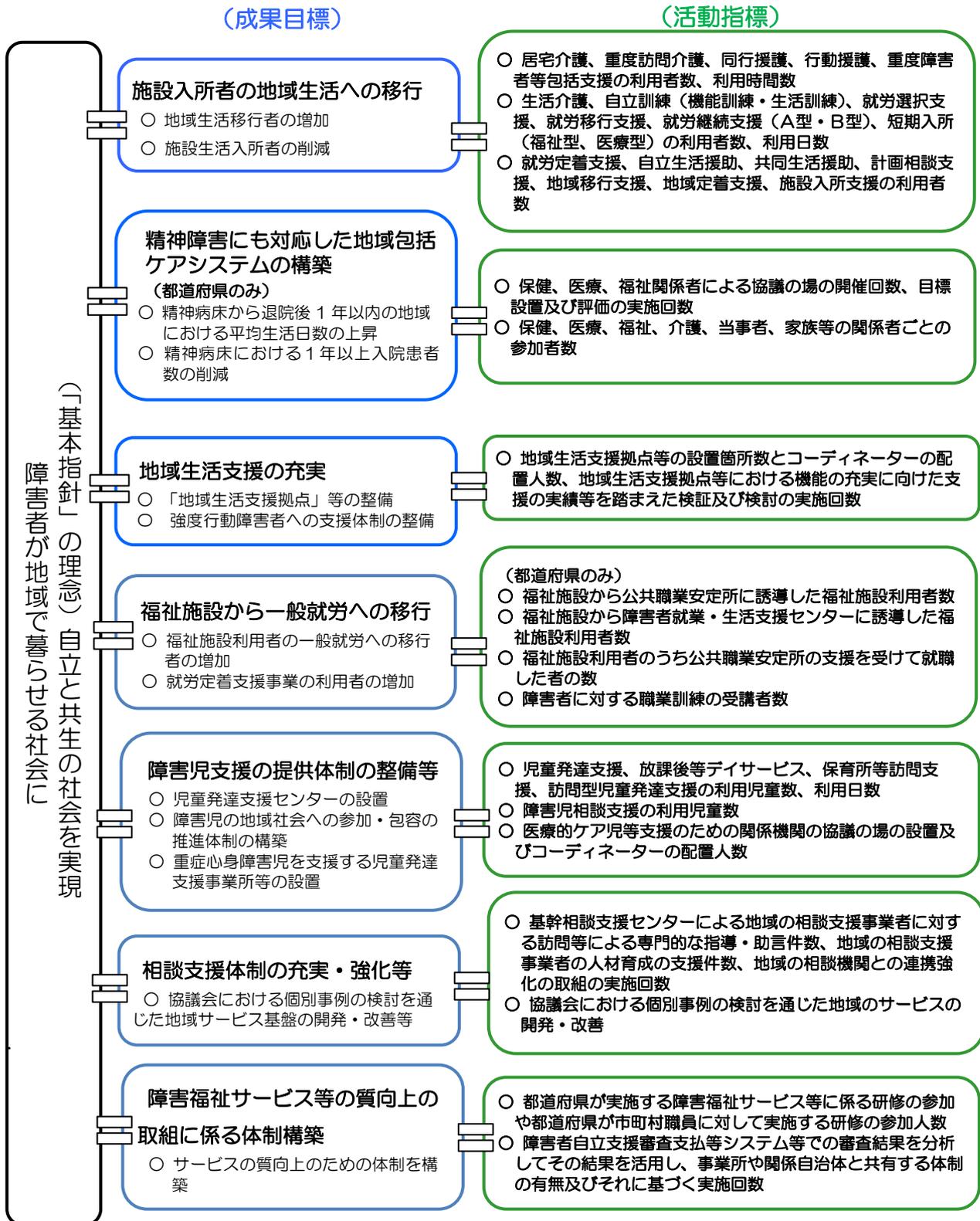
本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害福祉計画」、「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(令和5年厚生労働省・こども家庭庁告示第1号)(以下「国の基本指針」という。)に即して必要な事項を定めています。

## 目次

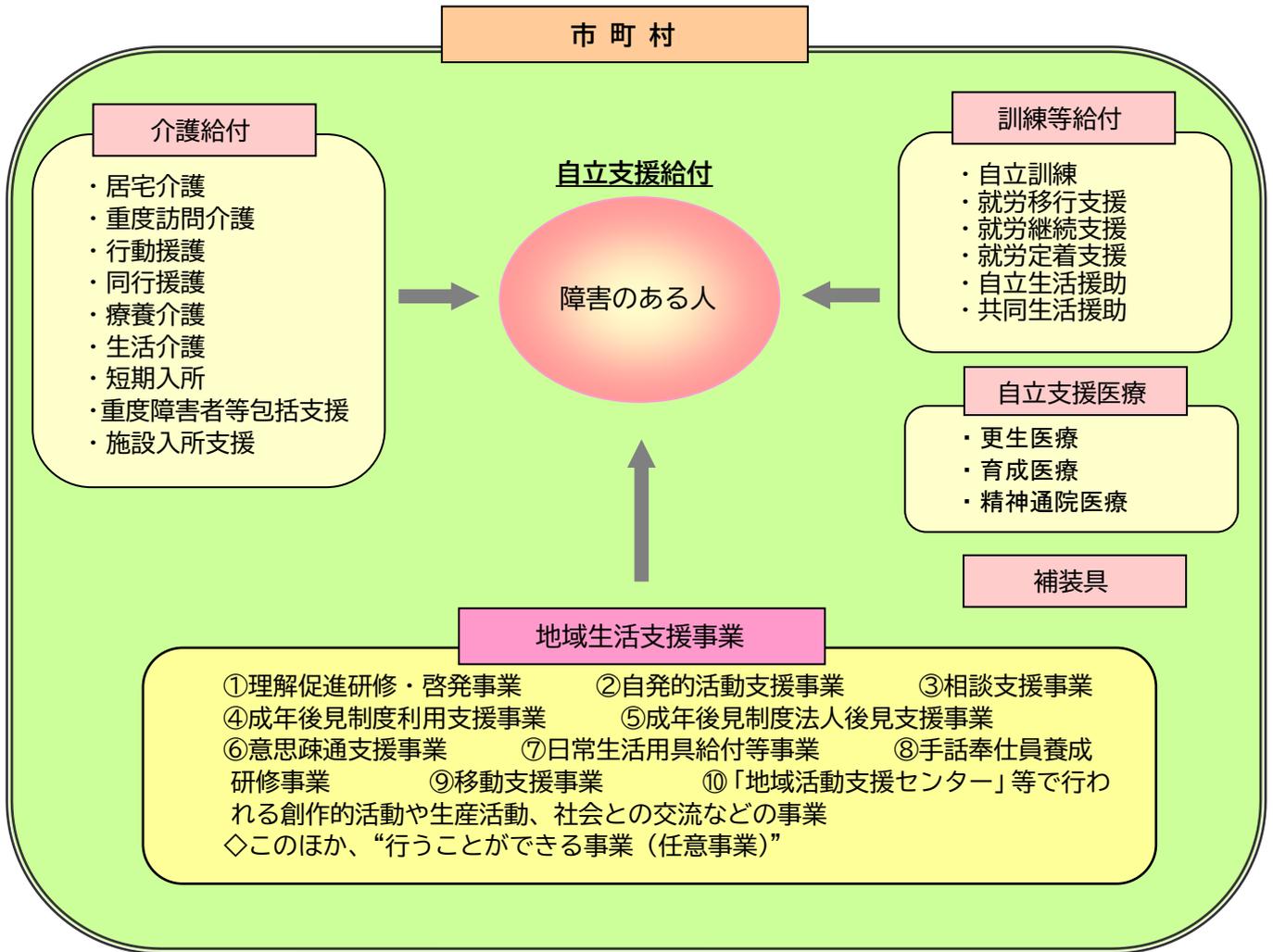
1	成果目標(数値目標)」と「活動指標(各サービス利用見込み量等)」	3
2	令和8年度の成果(数値)目標	5
	(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	5
	(2)精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築	6
	(3)地域生活支援の充実	7
	(4)福祉施設から一般就労への移行等	8
	(5)障害児支援の提供体制の整備等	9
	(6)相談支援体制の充実・強化等	12
	(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制の構築	13
3	障害福祉サービス等の量の見込み	14
	(1)障害福祉サービスの体系	14
	(2)訪問系サービス	15
	(3)日中活動系サービス	17
	(4)居住系サービス	18
	(5)相談支援	19
	(6)障害児通所支援等	20
	(7)障害児相談支援等	21
4	地域生活支援事業など	22
	(1)地域生活支援事業 必須事業	22
	(2)地域生活支援事業 任意事業	23
	(3)医療費の助成	23

# 1 「成果目標(数値目標)」と「活動指標(各サービス利用見込み量等)」

## □主な「成果目標」と「活動指標」の関係



□障害のある人の自立支援システムのイメージ



障害のある人の自立支援システムは、「自立支援給付(事業)」と「地域生活支援事業」に大別されます。「自立支援給付」は、障害支援区分が一定以上の人に生活または療育上の介護等を行う「介護給付」や、身体機能や生活面、就労の訓練を行う「訓練等給付」、医療費助成の「自立支援医療」、障害のある人の失われた機能を補完する「補装具」の購入や修理を助成する「補装具費の支給」があります。

「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じたサービス事業や、成年後見制度の利用への支援、障害のある人等への理解を深める研修・啓発事業などを実施します。

他に、地域生活への移行や定着のための相談支援、およびサービス利用のための計画相談を行う「相談支援給付」があります。

また、障害のある子どもの通所サービスは、平成24年4月の児童福祉法等改正により新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編され、「障害児通所給付」として位置づけられています。

## 2 令和8年度の成果(数値)目標

### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ○国「基本指針」の内容

- ①令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を、令和8年度末までに地域生活へ移行させる。
- ②令和4年度末時点での施設入所者を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。

#### ○栃木県の考え方

- ①本県の目標は、国の目標の算出方法に準じるとともに、本県の特殊事情を勘案して算出する。

#### <特殊事情>

- ア 本県の福祉施設の入所者は、全国平均に比べて重度者の割合が高い。
- イ 第3～5期の実績を勘案して、急激な地域移行は見込めない。
- ②東京都民が入所することを目的として設置された施設（以下「都民施設」という。）については、東京都の「障害福祉計画」に盛り込まれるため、本県の目標からは除くこととする。
- ③目標の設定に当たっては、改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18歳以上の者に限る）であって、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該指定知的障害児施設等に引き続き入所しているもの（継続入所者）の数を除いて設定するものとする（国の基本指針）。

#### □町の考え方

令和8年度末時点の施設から地域生活に移行する人数については、令和4年度末時点での施設入所者数34人のうちの3人(8.8%)、また、令和8年度末時点の施設入所者数については4年度末時点と同じ34人とし、地域移行を推進しながら、現状の人数を維持できるようにしていきます。

#### ■町の目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	34人	令和4年度末時点の施設入所者数 (※「都民施設」を除く)
【目標値】 入所施設からの地域移行(B)	3人 (8.8%)	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する人の目標数
新たな施設入所支援利用者(C)	3人	令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員の見込み数
令和8年度末の入所者数(D)	34人	令和8年度末の利用者見込み数 $D=A-B+C$
【目標値】 施設入所者の削減	0人 (0.0%)	差し引き削減見込み数(A-D)

#### ◇目標値達成に向けた取り組み

- ・グループホームの整備促進
- ・地域生活支援拠点等の整備促進
- ・在宅生活支援サービス(「居宅介護」「短期入所」等)の質と量の確保
- ・日中活動の場(「自立訓練」「生活訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」等)の確保
- ・障害および障害のある人への理解の促進

## (2)精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

### ◎国「基本指針」の内容

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とする。
- ②令和8年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上・65歳未満)の目標値を、所定の算定式に基づき設定する。
- ③令和8年度の精神病床における入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とする。

### ○栃木県の考え方

国の基本指針に即して目標値を設定するとともに、精神障害にも対応した「地域包括ケアシステム」の構築に係る目標の達成に当たっては、地域の医療サービスに係る体制の整備が重要であることから、「栃木県保健医療計画」(8期計画)の精神疾患分野と整合を図る。

### □町の考え方

入院中の精神障害のある人の地域生活への移行については、県の目標値を踏まえながら、引き続き関係機関と連携し、相談支援や福祉・医療サービスの充実、居住の場の確保、障害への理解促進のための啓発などを通じて、精神障害のある人が地域で安心して暮らせるための取り組みの充実に努めていきます。

### ■町の目標

項目	目標(令和8年度末)
保健、医療、福祉関係者による精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場の開催回数	1回/年

### ◇目標達成に向けた取り組み

- ・精神障害者(措置入院患者)の退院後支援の推進
- ・精神障害者の地域移行・地域定着の促進
- ・「ピアサポート」の活用
- ・介護保険分野との連携強化
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場の設置への検討

### (3)地域生活支援の充実

#### ○国「基本指針」の内容

- ①令和8年度末までに、各市町村に地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②令和8年度までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に対して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

#### ○栃木県の考え方

- ①現行計画までの取り組みにより、17市町が単独で、芳賀郡の4町が共同で整備したことで、6圏域21市町で18か所の地域生活支援拠点等が整備された。  
地域の社会資源等の実情を踏まえ、全ての市町において地域生活支援拠点等を利用できる体制を整備するとともに、障害者の地域生活に求められる機能強化を図るものとする。
- ②各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズが把握され、地域の関係機関が連携した支援体制が整備されるよう、地域生活支援拠点等の整備促進及び機能強化を図るとともに、支援人材の養成に取り組むものとする。

#### 〔求められる機能〕

- ・相談支援（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受入・対応（ショートステイの利便性、対応力の向上）
- ・専門性（人材の確保、養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

市町村区域を基本とし、少なくとも一つの地域生活支援拠点等の体制を整備する。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能とする。

#### □町の考え方

国の基本指針や県の考え方を踏まえて、地域生活支援拠点の整備等について、運用状況を検証・検討していきます。

#### ■町の目標

令和8年度末までに、地域生活支援拠点の整備等について検討しながら実施を進めていきます。

#### ◇目標達成に向けた取り組み

- ・地域生活支援拠点等の整備促進、機能強化
- ・強度行動障害者の支援ニーズの把握

#### (4)福祉施設から一般就労への移行等

##### ◎国「基本指針」の内容

- ①令和8年度中の一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。うち、就労移行支援事業からの移行者数を1.31倍以上、就労継続支援A型事業からの移行者数を1.29倍、就労継続支援B型事業からの移行者数を1.28倍とする。
- ②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業者を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ③就労定着支援事業の利用者数を令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ④就労定着率が7割以上である就労定着支援事業所を、令和8年度末までに全体の2割5分以上とすることを基本とする。

##### ○栃木県の考え方

福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、本計画においても国の定める基本指針に準じつつ、コロナの影響を踏まえ令和2年度を除いた直近3カ年の平均値に国の示した率を乗した目標値を設定する。

##### □町の考え方

令和8年度末に就労移行支援事業所等から一般就労に移行する人数を、令和3年度実績の1.28倍以上とします。また、就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とします。

##### ■町の目標

項目	目標(令和8年度末)	備考
一般就労への移行者数	6人	
うち就労移行支援事業	3人	令和3年度実績2人の1.31倍(2.62人)の直上の整数
うち就労継続支援A型事業	1人	(令和3年度実績は0人)
うち就労継続支援B型事業	2人	令和3年度実績1人の1.28倍(1.28人)の直上の整数
就労定着支援事業の利用者数	5人	令和3年度実績3人の1.41倍(4.23人)の直上の整数

##### ◇目標値達成に向けた取り組み

- ・それぞれのサービスについて、ニーズが出て来た時に提供ができるよう、事業を維持していきます。

## (5)障害児支援の提供体制の整備等

### 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

#### ◎国「基本指針」の内容

- ①令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の实情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。
- ②地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

#### ○栃木県の考え方

令和4年度末までに、3圏域4市において、7か所児童発達支援センターが整備された。また、13市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制が構築された。児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築が図られるよう、国の基本指針に即して目標値を設定する。

##### 〔求められる機能〕

- ・幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ・地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ・地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の实情に応じ、圏域での体制確保も可能とする。

地域の障害児通所事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。

#### □町の考え方

国の基本指針や県の考え方を踏まえ、児童発達支援センター整備の在り方や体制の構築を検討し、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進していきます。

#### ■町の目標

項目	目標(令和8年度末)
児童発達支援センターの設置数	1か所
保育所等訪問支援の体制(有無)	有

#### ◇目標達成に向けた取り組み

- ・児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の利用体制については、整備の在り方や体制の構築を検討していきます。

## 2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

### ◎国「基本指針」の内容

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

### ○栃木県の考え方

①重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、6圏域6市に設置されている。重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、6圏域7市に設置されている。

国の基本指針に即して、目標値を設定する。

②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制を確保することも可能とする。

主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制を確保することも可能とする。

### □町の考え方

国の基本指針や県の考え方を踏まえて、重症心身障害児及び医療的ケア児に対応した児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所整備のための体制を整えていきます。

### ■町の目標

項目	目標(令和8年度末)
重症心身障害児等を支援する「児童発達支援」事業所の設置数	1か所
重症心身障害児等を支援する「放課後等デイサービス」事業所の設置数	1か所

#### ◇目標達成に向けた取り組み

- ・利用者ニーズや事業所等の意向を踏まえた上で、整備の在り方や体制の構築を検討していきます。

### 3 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

#### ◎国「基本指針」の内容

令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

#### ○栃木県の考え方

各圏域、各市町に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

#### □町の考え方

国の基本指針や県の考え方を踏まえて、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の見直しと在り方を検討していきます。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの適切な配置ができるよう検討していきます。

#### ■町の目標

項目	目標(令和8年度末)
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置の有無	有
医療的ケア児の支援のための「協議の場」の設置数	1か所

#### ◇目標達成に向けた取り組み

・保健・医療・福祉・教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一同に会し、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有をできる協議の場の在り方を検討していきます。また、「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の受講を促進し、利用につなげていけるように検討していきます。

## (6)相談支援体制の充実・強化等

### ◎国「基本指針」の内容

- ①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域作りの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ②地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

### ○栃木県の考え方

本県では、県及び25市町において自立支援協議会が設置されている。

国の基本方針に即して目標を設定し、各市町の協議会においては地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者の支援体制の整備につなげていく取組を進めていく。また、県の協議会においては、各市町の協議会で明らかになった課題や取組等を把握し各市町と情報共有を図ることにより、市町の協議会の活性化を促進していく。

### □町の考え方

本町では、令和4年度に基幹相談支援センターを設置しました。今後も地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保していきます。

また、本町の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を強化していきます。

### ■町の目標

項目	目標(令和8年度末)
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	20件/年
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	15件/年
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	25件/年

### ◇目標達成に向けた取り組み

- ・協議会の中に、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための体制を確保します。
- ・相談支援専門員の養成・質の向上のための研修の実施  
相談支援専門員の養成と質の向上などのため、県などで開催する研修に参加できるよう働きかけを行い、専門的な相談支援体制を確保していきます。
- ・「圏域調整会議」等を活用した市町間の連携・情報交換の促進

## (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する体制の構築

### ◎国「基本指針」の内容

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### ○栃木県の考え方

国の基本指針に即して目標を設定し、県として障害福祉サービス等の質の向上のために下記取組を実施する体制を確保する。

- ・県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施
- ・指導監査結果を市町と共有する体制の構築
- ・構築した体制での指導監査結果の共有
- ・事業所運営の透明性確保を目的とした、障害福祉サービス等情報公表システムの利用促進

### □町の考え方

町内の障害福祉サービス事業所のサービスについて、関係機関と連携を図り、質の向上に努めていきます。

### ■町の目標

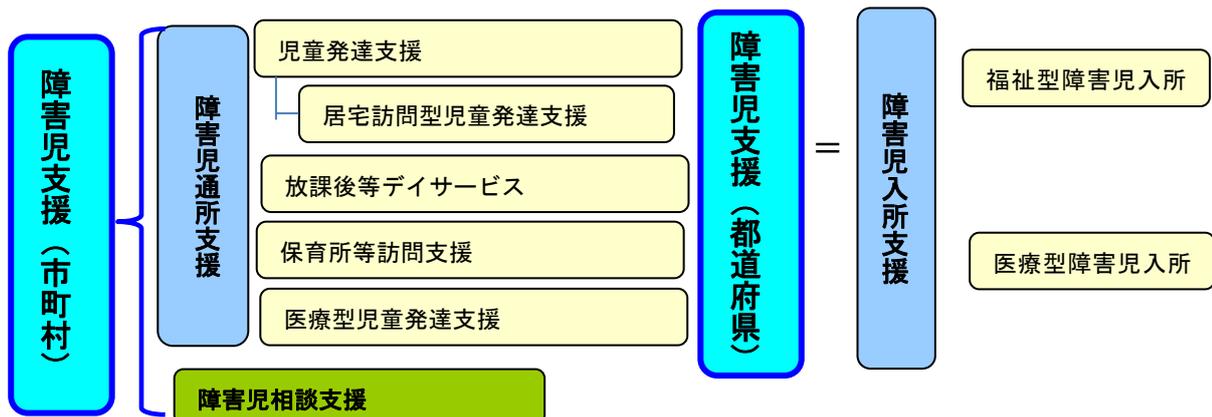
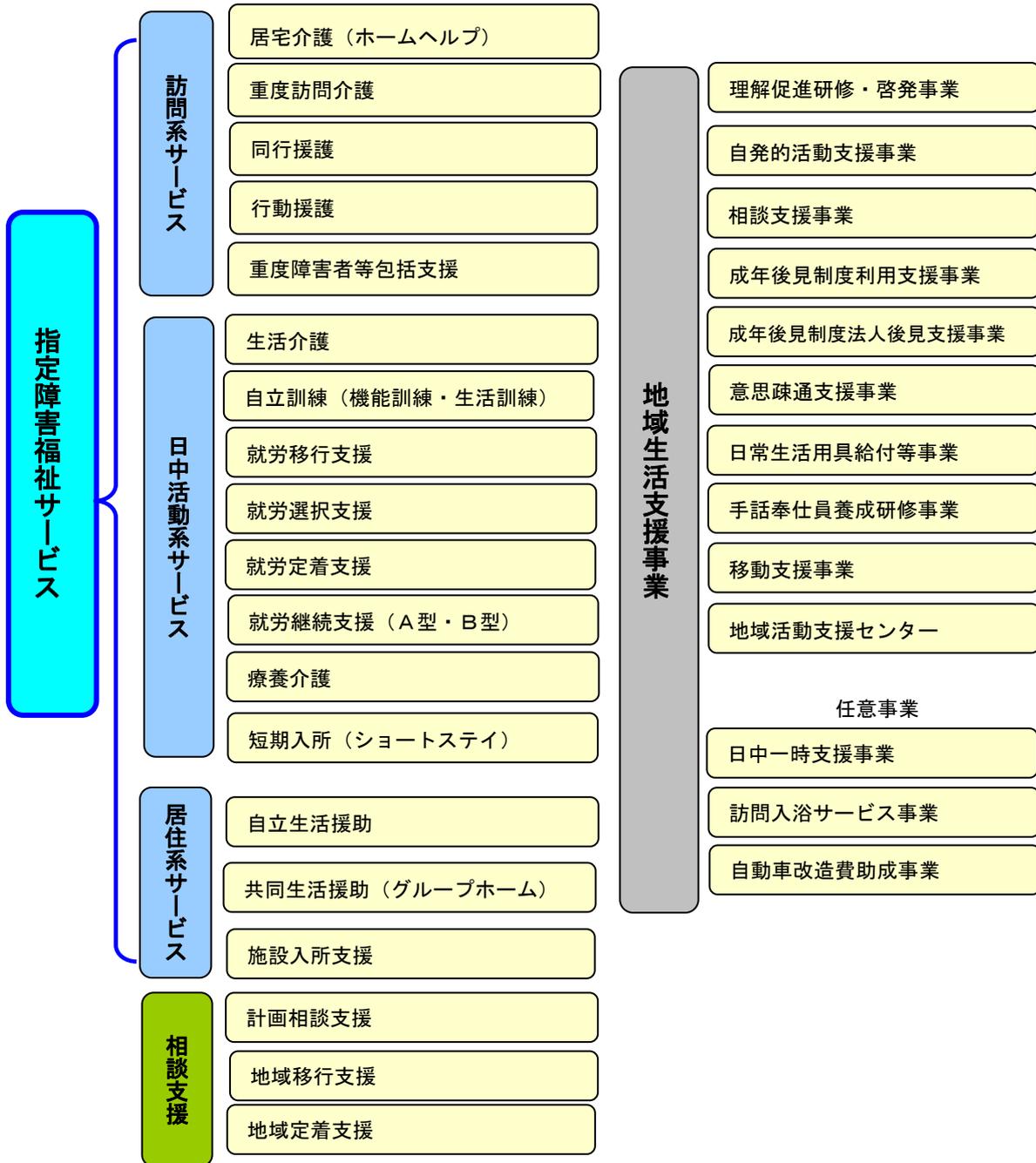
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。

#### ◇目標達成に向けた取り組み

- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を活用し、人事異動や長期休暇後などで事業者が間違いやすいポイントを確認し、間違いやすいポイントなど事業者へお知らせをし、審査結果の共有を図ります。
- ・県が適正に実施した指定障害福祉サービス事業者・指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制の構築
- ・構築した体制での共有の実施…「年1回」を（活動指標の）目標とします。  
また、県で実施する「障害福祉サービス研修」やその他の研修への積極的な参加を図ります。

### 3 障害福祉サービス等の量の見込み

#### (1) 障害福祉サービスの体系



## (2) 訪問系サービス

〔第6期計画期間の振り返り〕

「居宅介護」については、実績値が計画値を下回っています。

「同行援護」については、利用者数はほぼ計画値どおりの実績値となりました。

「行動援護」では、令和4年度は計画値を見込むも利用はありませんでしたが、令和5年度に利用実績がありました。

「重度訪問介護」・「重度障害者等包括支援」については、前計画で計画値を見込んでおらず、利用実績もありませんでした。これらのサービスでは、利用の希望がないのが現状となっています。

### ■実績と見込み(1月あたり)

サービス	単位	現況	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数 /月	計画値	25	26	27	25	26	27
		実績値	21	22	21			
	時間 /月	計画値	500	520	540	400	410	420
		実績値	364	363	316			
重度訪問介護	利用者数 /月	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0			
	時間 /月	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0			
同行援護	利用者数 /月	計画値	3	4	4	3	4	4
		実績値	2	3	3			
	時間 /月	計画値	30	40	42	40	45	45
		実績値	36	34	40			
行動援護	利用者数 /月	計画値	0	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	1			
	時間 /月	計画値	0	10	12	10	12	12
		実績値	0	0	10			
重度障害者等包括支援	利用者数 /月	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0			
	時間 /月	計画値				0	0	0
		実績値	0	0	0			

■サービスの量と質の確保方策

- 居宅介護および同行援護では、今後も利用ニーズをカバーできる量を、見込み値として設定します。
  - 行動援護は、利用ニーズが発生した際にサービス提供ができるよう、継続して事業を維持します。
- また、重度訪問介護と重度障害者等包括支援についても、今後利用ニーズが発生した際にサービス提供ができるよう、事業提供体制の維持をめざします。

### (3) 日中活動系サービス

〔第6期計画期間の振り返り〕

「生活介護」は、実績値が計画値を下回っています。

「自立訓練（機能訓練）」は、計画値を見込むも利用実績がありませんでした。

「自立訓練（生活訓練）」の利用者数は、ほぼ計画値どおりに推移しています。

「就労移行支援」も、例年実績値が計画値を下回っています。

「就労選択支援」は、令和7年10月に施行予定です。

「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」については実績値がほぼ計画値どおりに推移しています。

「就労定着支援」は、ほぼ計画値どおりに推移しています。

「療養介護」は、実績値が計画値を下回っています。また、「短期入所（福祉型、医療型）」では、実績値が計画値を下回っています。

#### ■実績と見込み(1月あたり)

サービス	単位	現況	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数/月	計画値	65	66	67	65	66	67
		実績値	61	61	63			
	日/月	計画値	1,300	1,320	1,340	1,300	1,320	1,340
		実績値	1,224	1,224	1,241			
自立訓練(機能訓練)	利用者数/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0			
	日/月	計画値	22	22	22	22	22	22
		実績値	0	0	0			
自立訓練(生活訓練)	利用者数/月	計画値	1	2	2	2	2	3
		実績値	1	2	2			
	日/月	計画値	21	42	42	24	24	36
		実績値	12	27	25			
就労移行支援	利用者数/月	計画値	10	13	16	10	13	16
		実績値	7	7	8			
	日/月	計画値	180	234	288	150	180	210
		実績値	115	120	124			
就労選択支援	利用者数/月	計画値					8	16
		実績値						
	日/月	計画値						
		実績値						
就労継続支援A型	利用者数/月	計画値	30	34	38	38	40	42
		実績値	28	30	34			
	日/月	計画値	570	646	722	760	800	840
		実績値	542	603	682			
就労継続支援B型	利用者数/月	計画値	63	65	67	67	70	73
		実績値	62	62	64			
	日/月	計画値	1,165	1,202	1,239	1,240	1,295	1,350
		実績値	1,132	1,140	1,201			

就労定着支援	利用者数/月	計画値	3	4	5	4	4	4
		実績値	3	3	4			
	日/月	計画値						
		実績値						
療養介護	利用者数/月	計画値	2	3	3	1	2	2
		実績値	1	1	1			
	日/月	計画値						
		実績値						
短期入所 (福祉型、 医療型)	利用者数/月	計画値	13	15	16	8	9	10
		実績値	6	6	7			
	日/月	計画値	106	119	127	55	63	70
		実績値	39	45	50			

#### ■サービスの量と質の確保方策

○それぞれのサービスにおいて過不足が少なくなるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

#### (4) 居住系サービス

〔第6期計画期間の振り返り〕

「共同生活援助」は実績値が計画値を上回っています。

「施設入所支援」では、ほぼ計画値どおりに推移しています。

「自立生活援助」については、令和5年度現在までは、サービス利用の実績がありません。

#### ■実績と見込み（1月あたり）

サービス	単位	現況	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績値	0	0	0			
共同生活援助	人/月	計画値	34	36	38	52	54	56
		実績値	42	46	50			
施設入所支援	人/月	計画値	35	35	35	35	35	35
		実績値	33	34	34			

#### ■サービスの量と質の確保方策

○それぞれのサービスにおいて過不足が少なくなるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

## (5) 相談支援

〔第6期計画期間の振り返り〕

「計画相談支援」は、利用実績の増加が続いており、ほぼ計画値どおりに推移しています。

「地域移行支援」「地域定着支援」は、実績値が計画値を下回っています。

### ■実績と見込み(1月あたり)

サービス	単位	現況	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	計画値	47	52	57	57	60	63
		実績値	45	52	55			
地域移行支援	人/月	計画値	2	3	3	2	2	2
		実績値	0	0	1			
地域定着支援	人/月	計画値	3	4	4	1	1	1
		実績値	1	0	0			

### ■サービスの量と質の確保方策

- 今後も利用の増加が予想される「計画相談支援」について、利用者ニーズの見込み量を設定し、サービス提供体制の整備を進めます。
- 「地域移行支援」・「地域定着支援」については、利用者ニーズが徐々に増加していくことが考えられるため、サービス相談事業所等と連携を図りながら、サービス提供体制を整えていきます。

## (6) 障害児通所支援等

〔第2期計画期間の振り返り〕

「児童発達支援」は、令和3年度は実績値が計画値を上回りましたが、令和4、5年度は実績値が計画値を下回っています。

「放課後等デイサービス」は、実績値が計画値を上回っています。

「医療型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「居宅訪問型児童発達支援」は、利用実績がほぼ計画どおりに推移しています。

「福祉型障害児入所支援」・「医療型障害児入所支援」は、いずれも第2期計画期間当初は利用を見込んでおらず、また、利用実績もありません。なお、「福祉型障害児入所支援」と「医療型障害児入所支援」については、都道府県が見込み量等を設定していくサービスです。

### ■実績と見込み

サービス	単位	現況	第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	計画値	27	32	37	34	37	38
		実績値	30	27	31			
医療型児童発達支援	人/月	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	1			
放課後等デイサービス	人/月	計画値	27	31	35	43	45	46
		実績値	32	40	41			
保育所等訪問支援	人/月	計画値	1	1	2	1	1	2
		実績値	1	1	1			
居宅訪問型児童発達支援	人/月	計画値	0	0	1	1	1	1
		実績値	1	0	1			
福祉型障害児入所支援	人/月	計画値						
		実績値	0	0	0			
医療型障害児入所支援	人/月	計画値						
		実績値	0	0	0			

### ■サービスの量と質の確保方策

○児童発達支援、放課後等デイサービスについては今後も利用の増加が予想されるため、利用者ニーズの増加予測を勘案した見込み量を設定し、サービス提供体制を整えていきます。

○医療型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援は、今後もサービス提供体制の整備を進めます。

また、町内の保育所等へ事業の周知を行って、受け入れの体制の整備も図っていきます。

## (7) 障害児相談支援等

〔第2期計画期間の振り返り〕

「障害児相談支援」は、実績値が計画値を下回っています。

医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整する「コーディネーター」の配置人数については、令和4、5年度は実績値が計画値を下回っています。

### ■実績と見込み

サービス	単位	現況	第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	計画値	19	23	27	22	24	26
		実績値	16	19	20			
医療的ケア児に関する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	計画値	3	4	5	3	4	5
		実績値	3	3	3			

### ■サービスの量と質の確保方策

○児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者が増加している中で、相談件数についても増加しているため、近隣の障害児相談支援事業所への計画依頼や相談支援専門員の確保に努めていきます。

## 4 地域生活支援事業など

### (1) 地域生活支援事業 必須事業

#### ■実績と見込み(年間)

サービス名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	か所	0	1	1	1	1	1
相談支援事業							
・相談支援事業	か所	2	2	2	2	2	2
・自立支援協議会(町)	か所	1	1	1	1	1	1
・成年後見制度利用支援事業	件	0	1	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	人	0	0	0	1	1	1
意思疎通支援事業	人	4	4	4	4	5	6
手話奉仕員養成研修事業	人	5	4	4	4	5	5
日常生活用具給付等事業	件	618	642	670	680	690	700
移動支援事業	人	7	7	7	7	8	8
	時間	721	700	720	720	740	740
地域活動支援センター事業(I型)	か所	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

#### ■サービス量などの確保方策

区分	内容
基幹相談支援センター	令和4年度に設置しました。
障害者相談支援事業	身近な地域での相談窓口の設置を継続します。
成年後見制度法人後見支援事業	ニーズに応じて、継続的に実施します。
意思疎通支援事業	ニーズに応じて、継続的に実施します。
手話奉仕員養成研修事業	「手話講習会」の新規受講生を掘り起こし、手話奉仕員の養成を図ります。
日常生活用具給付等事業	ニーズに応じて、継続的に実施します。
移動支援事業	ニーズに応じて、継続的に実施します。
地域活動支援センター事業	ニーズに応じて、実施します。
理解促進研修・啓発事業	圏域との調整を図りながら事業を進めていきます。
自発的活動支援事業	圏域との調整を図りながら事業を進めていきます。

## (2) 地域生活支援事業 任意事業

### ■実績と見込み(年間)

サービス名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人	27	31	32	32	32	32
訪問入浴サービス事業	人	1	2	2	2	2	2
自動車改造費助成事業	人	0	0	0	0	1	1

### ■サービス量などの確保方策

区分	内容
日中一時支援事業	ニーズに応じて、継続的に実施します。
訪問入浴サービス事業	引き続き重度の障害のある人の福祉の向上と介護者の負担の軽減を図るために、サービスを実施します。
自動車改造費助成事業	ニーズがあった時に対応できるよう、継続していきます。

## (3) 医療費の助成

### ■実績と見込み(年間)

サービス名	単位	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生医療	人	74	76	76	76	77	78
育成医療	人	0	0	0	0	1	1
重度心身障害者医療費助成	件	7,101	7,466	7,550	7,560	7,570	7,580
[参考]精神通院医療(県)	人	410	435	454	460	475	490

### ■サービス量などの確保方策

○各サービスとも、計画期間中の微増を見込み、サービス量確保を図るとともに、質の確保も含めた適切な支援に努めていきます

